（№　S/L-2022-001-1）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2022年xx月xx日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　事務局 | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 件名　S/L-2022-001-1（[1179]帳票データチェック値3回目の運用方法（案1）） | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  　[1179]帳票データチェック値3回目の具体的なエラーチェック手法について、規約上、どのようにチェックし、エラーとして受け取らないようにするかは決まっていないため、受発注者間で、都度調整になる懸念がある。そこで、CI-NET LiteS実装規約にて明示するべきとの要望があった。  ＜懸念事項（明記すべき事項）＞  ①対象は、「全ての本体行における」か「内訳明細本体行における」か。  ②異なっていた場合、エラー処理が不明確。  例えば、   * 発注側　エラーとして、改善されるまで受け取らない。   →（具体の運用例）発注者として、出来高確認受信時に、明細の本体行全ての出来高数量の合計値が、データチェック値の3回の値と合致しているか確認し、通信経路中での改ざんの有無を確認している。異なっていた場合、エラーとして、改善されるまで受け取らない。   * 受注側　(出来高・請求では)アプリで理由を求める送信または電話等で連絡する。発注側は、その対処と、問題理由を出来高確認（査定）を送信する。   →（具体の運用例）受注者として、送信した出来高報告に対し、出来高確認を受信した時に、明細の本体行全ての出来高数量の合計値が、データチェック値の3回の値と合致しているか確認し、異なっている場合のみ警告を出して理由を発注者へ確認するようにしている。問題がある場合は、出来高確認（査定）を手動で送信している。  【改定内容】  **概要：**出来高報告メッセージの全ての本体行における [1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部12桁、小数部3 桁。  **理由：**規約には明示されていない為、全ての「[1234]今回迄累積出来高数量明細」が含まれている明細を対象にする方法は「本体行」を対象とするしかないから。ただし、この場合、合計金額の対象となる明細行に含まれる数量の絶対値の合計にはなるとは限らない（「総括明細行」における「本体行」が子明細を持つ時が該当）。つまり、純粋な明細の数量の合計にならない。「総括明細本体行」で子明細がある場合は、「総括明細本体行」が計行と同じ役割をして合計を示す行のため、合計を表す数量も「[1179]帳票データチェック値「３回」の値」の対象になってしまう。  規約への追記案は、下記資料を参照のこと。   * SL-2022-001-1別紙\_規約本体追記案1\_[1179]帳票データチェック値3回目の運用方法 * SL-2022-001-1別紙\_指針参考追記案1\_[1179]帳票データチェック値3回目の運用方法 | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  　[1179]帳票データチェック値3回目の具体的なエラーチェック手法について、規約上、どのようにチェックし、エラーとして受け取らないようにするかは決まっていないため、受発注者間で、都度調整になる懸念がある。CI-NET LiteS実装規約にて明示するべきとの要望があった。  【既存ユーザ等への影響】  　特になし。 |

（№　L-2022-001-1）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2022年xx月xx日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会 |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  L-2022-001-1（[1179]帳票データチェック値3回目の運用方法（案1）） |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ○ | 依存しない。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |